

契約方式と提供条件【契約金額の入った一覧表はご要求により直ぐに配信します】

(1) ヒートシール装置への適用【主に装置メーカー】

1 一括契約方法（契約台数迄追加支払いなし）

初めの3年間		以降の2年毎
A1	対象装置の台数：50台未満 契約金：【A1】万円	【A1-2】万円（継続契約料）
A2	対象装置の台数：50台以上： 契約金：【A2】万円	【A2-2】万円（継続契約料）

個別契約方法（対象装置の発生に応じて出来高支払い）

初めの3年間		以降の2年毎
B1	対象装置の台数：50台未満 契約金：【B1】万円 プラス（適用1台毎に10万円）	【B1-2】万円（継続契約料） プラス（新規の適用1台毎に10万円）
B2	対象装置の台数：50台以上 契約金：【B2】万円 プラス1台毎に10万円	【B2-2】万円（継続契約料）プラス 新規の追加1台毎に10万円
B3	対象装置の台数：5台未満 【小口又はユーザー向け契約】 契約金：20万円 プラス1台ごとに10万円	20万円（継続契約料）プラス 新規の追加1台毎に10万円

(2) 製袋品等の包装資材への適用（主に包装資材メーカー）

初めの3年間		以降の2年毎
C1	対象商品銘柄数：50種未満 契約金：【C1】万円 プラス ケース；1銘柄毎に10万円 ケース；【c1】円/商品1ケ毎	【C1-2】万円（継続契約料）プラス ケース；1銘柄毎に10万円 ケース；【c1】円/商品1ケ毎
C2	対象商品銘柄数：50種以上 契約金：【c2】万円 プラス ケース；1銘柄毎に10万円 ケース；0.5円/商品1ケ毎	【C2-2】万円（継続契約料）プラス ケース；1銘柄毎に10万円 ケース；0.5円/商品1ケ毎
C3	対象商品銘柄：5種未満 【小口又はユーザー向け契約】 契約金：20万円 プラス1商品銘柄毎に10万円	20万円（継続契約料）プラス 新規の1商品銘柄毎に10万円
註： 1商品銘柄；例えば出荷形態（ロール状、シート状、印刷文字、絵柄の相違） 商品1ケ毎；銘柄に関係なく製袋品、加工品等の取引の個数		

契約内容の説明

- (1) 契約対象の確認は当該機械番号又は包装材料の登録確認（リスト文書のみ）で完了させる。
- (2) 契約以前に販売済みの機械又は包装材料にも遡り適用できる。
- (3) 弊所がユーザーから直接依頼のコンサルティング案件に付いてもユーザーの意向を確認の上、後追い対象とする。
- (4) 本契約の実施に関するコンサルティングは特典対象とし、別途に報酬を申し受ける。
- (5) 供給者と契約済みの「装置」、「包装資材」を使用するユーザーは本契約は不要で同等の条件での利用が可能。（二重契約不要）
但しコンサルティングは個別対応、「MTMS」の商標使用は個別契約
- (6) 実施した機械又は包装材料に付いては、契約終了の場合も登録確認したものは、既得権として特許／ノウハウの適用は有効とする。
- (7) 各社が本契約から発展した知的所有権の他社との競合に関して、弊所は最大限の支援は致しますが全面的な責は免ずるものとします。

以上